

自転車や
自動車等の

運転中の「ながらスマホ」は

絶対禁止!

自動車運転中に
スマートフォンや
携帯電話等の操作・通話をする
行為は、大変危険な行為であり、
法令で禁止されています。
もちろん、自転車でも同じく
禁止されています。

運転中にスマートフォン等を使用すると…

原付以上の
車両の場合



5万円以下の **罰金** または 3か月以下の **懲役**

(道路交通法第71条第5号の5)

自転車の場合

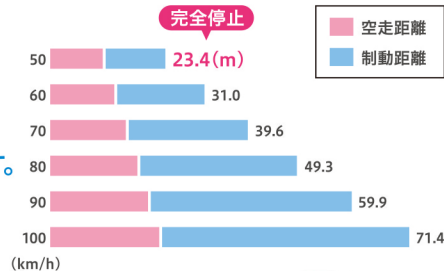


5万円以下の **罰金**

(愛知県道路交通法施行細則第7条第10号)



時速50Kmの場合 **1秒間に約14m** 走ります。
危険に気づき、ブレーキを踏んでから **完全に停止するまで約23m** 進みます。
ちょっと見るだけだから、ダイジョウブとは言えませんよね。



運転中にスマホ画面を見ていると **視野が狭くなります**。
また、通話時も **注意が散漫** となって **漫然な運転** になりがちです。
運転中の「ながらスマホ」は **とっても危険** ですよ。



「ながらスマホ」による交通事故は、直線道路や直進走行時など、**比較的安全** と思われる場所や状況で発生していると報告されています。(※)
「いつも歩行者がいらないから」、「よく知っている道だから」という **“慣れ”** から、ダイジョウブと思い、**交通事故は発生** します。

(※) 本田正英, 2015, 「携帯電話等の使用が要因となる事故の分析」, (公財) 交通事故総合分析センター第18回研究発表会テーマ論文

スマートフォン・携帯電話は、必ず自転車や自動車等を停車させ、安全を確保してから使用しましょう。